

2008年3月

JETRO 北京センター知的財産権部長 谷山稔男

## 1 日中政府間の動き

### (1) WTO パネルへの第三国参加

2007年4月10日、米国がWTO手続きに則り、「知的財産権の保護と執行に影響を及ぼす措置」に関する二国間協議要請を中国に行った。日本も4月20日、中国政府に対して第三国参加を希望する旨通報した。日本が第三国参加したことにより、日中間の協力事業や知的財産保護官民合同訪中団（以下、「ミッション」という。）の派遣への影響が懸念された。

米国によるWTOへの協議要請は、まさしくミッション実務レベル（4月9日～13日）の派遣中であった。訪問がキャンセルされることはなかったが、幾つかの中国中央政府機関からは米国の対応に対する非難及び第三国参加への牽制がなされた。

なお、毎年開催していたJCCT IPR WGは、前回の2006年12月以降、未だ開催されていない。また、当初6月に予定していたミッションハイレベルは、中国政府機関の都合により、9月開催となった。

米中間の二国間協議は、6月7日及び8日に行われたが、不調に終わった。米国は8月13日、WTOに対して紛争処理小委員会（パネル）の設置要請を行うと発表し、8月31日及び9月25日にWTO紛争解決機関定例会合が開催され、議長よりパネルを設置する旨の発言があった。

WTOパネル要請に関して、国家知識産権局（SIPO）の田局長は、「全国知識産権局局長会議」において、米国がWTOに協議要請したことは賢明でなく理知的でもない、米国の行動は知的財産権保護への取り締まりを強化する中国政府の努力や収めてきた大きな成果を無視するものであると述べた（新華網 4月10日）。また、田局長は「政策決定者知的財産権ワークショップ」（7月3日開催）において、中国政府は、知的財産権の保護や法執行に大きな努力を払い、目覚ましい成果を上げていること、米国によるWTOパネル設置要請は、道理に合わず、取り下げるべきであること、を述べた。（新華社 7月4日）

### (2) 第一回日中ハイレベル経済対話の開催

2007年12月1日、北京において第一回日中ハイレベル対経済対話が開催された。発表されたプレス・コミュニケでは知的財産権保護を一項目として下記の事項を列挙している。

- 1 双方は、知的財産保護官民合同訪中団の継続的派遣及びこれに基づく協力を深化さ

せていくことで一致した。

- 2 双方は、中国の主要な知的財産権関連法令を改正する過程で、日中の協力を促進することで一致した。
- 3 双方は、知財執行協力を強化するため、知財侵害関連情報の提供、中央行政機関の指導下における地方での知財交流と協力を推進する方策につき、引き続き協議していくことで一致した。
- 4 双方は、植物品種保護制度の強化と調和のため、東アジア植物品種保護フォーラムへ積極的に関与していくことを確認した。
- 5 双方は、知的財産権分野における人材育成の継続的な協力を行うことで一致した。

プレス・コミュニケにおいてミッションが言及されたことは、今後、ミッションを派遣していく上での後ろ盾となり、その影響は大きい。ミッションは実務レベル及びハイレベルという 2 本立てで構成されているが、更に閣僚級のハイレベル経済対話ができたことによって、それぞれの役割分担が必要になるだろう。ミッション派遣も既に 5 回となり、中国中央政府機関との意見交換を行うという目的は達成できた。しかし、単に意見交換をするだけで良いはずはなく、ミッションの中期目標を策定し、今後のミッションのあり方を検討する必要があると思われる。

## 2 知的財産に関する中央政府機関の再編

中国には、特許・実用新案・意匠を所掌する SIPO と、商標を所掌する国家工商行政管理総局 (SAIC) が存在する。SAIC には、商標局 (CTMO) と商標評審委員会 (TRAB: 日本特許庁の商標審判部に相当) が設けられており、商標審査及び審判を担当している。これら以外にも、知的財産権の法執行協力メカニズムの確立などを目的として、部門間横断的な組織である「国家保護知識産権工作組」が設立され、その事務局である弁公室が商務部内に設立されている (保知弁)。

保知弁は、全国 50 箇所<sup>1</sup>に知的財産権保護通報・苦情サービスセンター<sup>1</sup>を設立する等の業務を行っているが、この保知弁の業務が SIPO に移管されると言われている。SIPO には、国家知的財産権戦略策定の事務局である「国家知的財産権戦略工作指導グループ」が設置されている。知的財産権業務に関する組織間調整や知的財産権の法執行に関する協力機能が SIPO に移管されるとなれば、知的財産権政策における SIPO の役割がますます重要になっていくだろう。

## 3 中央政府機関の取り組み

---

<sup>1</sup> 電話番号の下 5 桁が 12312 に統一されているため、「12312」と呼ばれることもある。

### (1) 国家知的財産権戦略

国家知的財産戦略の制定は、2005 年以来、国家知的財産権戦略工作指導グループ（事務局 SIPO。33 の中央政府機関からなる。）が取り組んできた。しかし、2008 年 3 月になっても未だ完成される様子はない。報道では 2007 年内に発表されるとの国家知的財産権戦略の進捗状況を伝えた報道を参考までに列挙する。

- ・ 中新ネット（2007 年 4 月 18 日）
- ・ SIPO の尹新点報道官は、国家知的財産権戦略綱要の制定作業も最終段階にあり、完了も間近であることを明らかにした。
- ・ 法制日報（2007 年 7 月 11 日）
- ・ 年内の発表が予定されていた国家知的財産権戦略綱要が遅れる可能性がある。
- ・ 中国新聞網（2007 年 11 月 1 日）
- ・ 田 SIPO 局長が「2007 中国評価フォーラム」において、国家知的財産権戦略綱要がまもなく発表される見通しになったことを明らかにした。
- ・ 新華社（2008 年 1 月 31 日）
- ・ 田 SIPO 局長が「全国知識産権局局長会議」において、中国の知的財産権戦略が年内にも発表される見通しになったと表明した。田局長によれば、国の知財戦略の実施に当たり、情報、サービス、取引という三大プラットフォームを構築した上で、大・中・小それぞれの規模の視点から活動を推進する。うち大規模な活動では、知財保護体制や法律法規を整備する。中規模な活動では、地域や業界レベルでの知財戦略の検討や実施に、小規模な活動では企業レベルの知財戦略の実施や住民の意識向上に、それぞれ重点が置かれる。

### (2) 地方知的財産権戦略（別紙 1 参照）

2007 年 12 月 3 日、SIPO は「第 17 回党大会の精神を貫徹し、地方知的財産権戦略の制定に取り組むことに関する若干意見」<sup>2</sup>を発出し、国家知的財産権戦略の実施において地方知的財産権戦略の制定が重要であることを訴えた。この中で、SIPO は、地方知的財産権戦略は、(a)国家知的財産権戦略を深化・具現化したものであること、(b)地方の実情と発展需要に合わせて制定すべきこと、(c)地方知的財産権戦略指導グループを成立し、戦略研究から着手すべきこと、を指摘している。

---

<sup>2</sup>

<http://www.sipo.gov.cn/sipo/ztxx/zscqzl/zlzd/dfgz/200804/P020080416345203240499.doc>

### (3) 「傍名牌」行為の取り締まり (別紙2参照)

SAIC は、2007年8月から12月にかけて、他社の知名商号又は商標を勝手に自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場に使用し、市場の誤認や混同を引き起こす不正競争行為(「傍名牌」行為という。)を取り締まる特別活動を行った。

取り締まり行政機関にしてみれば、商号登記を根拠に正当使用である旨主張された場合、当該主張に対抗して商標権侵害と認定し摘発することは難しい。それ故、「傍名牌」行為の取り締まりは、日本がミッションで建議している事項の一つであり、その成果に大きな注目を集めている。

### (4) 商標登録出願の滞貨

中国における商標登録出願は、一出願一区分という制度ではあるものの、2006年に76.6万件に達した。他方、CTMOが2006年に審査した商標登録出願は31.3万件であり、2006年だけをみても45.3万件の滞貨が発生している<sup>3</sup>。このような滞貨を一掃すべく、李建昌CTMO局長は、2008年の商標審査件数を80万件として審査期間を36月から30月に短縮する、2009年の商標審査件数を130万件として審査期間を19月に短縮する、2010年の商標審査件数を140万件として審査期間を9月に短縮する、と述べている<sup>4</sup>。

しかしながら、如何なる手段を採用することにより審査期間のドラスティックな短縮を図るのかは不明である。SIPOでは既に任期付職員を採用し、出願件数の増大による審査期間の長期化を防いでいる。CTMOにおいても、SIPO同様、任期付審査官を導入することは想定できる。商標権は、商品の出所表示機能及び品質保証機能を有するものであり、権利が確定しない不安定な状況が長期間に及ぶことは好ましくない。CTMOによる審査の迅速化に期待したい。

ただし、審査官の増大により審査件数が増大すれば、TRABが審理しなければならない案件も増えるだろう。既にTRABの審理には2~3年を要するといわれており、商標審査の期間短縮の後にはTRABでの審理期間の長期化が予想される。審査期間の短縮が優先課題であることに疑いは無いが、TRABでの審理期間が長期化しないような予防策が講じられるべきである。

### (5) 偽造防止技術の許可・登録

中国には中国製品偽造防止監督管理弁法(偽造防止管理弁法)<sup>5</sup>が存在する。公布は2002

<sup>3</sup> 国家知識産権局、国家版權局、国家工商行政管理総局商標局「2007年中国知的財産権保護状況」(2008年4月17日)

<sup>4</sup> [http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/mtjj/2008/200804/t20080401\\_353929.html](http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/mtjj/2008/200804/t20080401_353929.html)

<sup>5</sup> 2002年11月1日公布。日訳は弊所ウェブサイトに掲載されている。

[http://www.jetpro-pkip.org/upload\\_file/2007032904271469.pdf](http://www.jetpro-pkip.org/upload_file/2007032904271469.pdf)

年 11 月であり、既に 5 年が経過しているが、最近、当該法律への関心が高くなっている。

この偽造防止管理弁法は偽造防止に対する監督管理の強化を目的としており、次のような規定が設けられている。

- ・ 中国内で偽造防止技術製品を生産する場合には、「偽造防止技術評審証書」(8 条、10 条) 及び生産許可を取得しなければならない (7 条)
- ・ 偽造防止技術製品を使用する者は、偽造防止技術製品の使用登録をしなければならない (19 条)
- ・ 国外の偽造防止技術製品を国内で使用する場合にも偽造防止登録登記が必要である (22 条)

つまり、真正品と模倣品との判別を目的として、中国内で偽造防止技術製品を生産する場合には許可を取得しなければならない。日系企業や外国企業でも当該偽造防止技術製品の生産許可を得た企業が幾つかあらわれている。

ところで、偽造防止管理弁法 22 条を素直に読むと、国外の偽造防止技術を中国国内で使用する場合には偽造防止登録登記が必要と解される。しかしながら、偽造防止管理弁法 22 条にいう「国内で使用する」とは、中国国内で製造した製品に国外の偽造防止技術又は偽造防止技術製品を使用することをいい、国外からの輸入製品に外国の偽造防止シールを使用することは「国内で使用する」ことには該当しないと解されると言われている。

従って、日系企業が国外で製品を製造し、その製品に外国の偽造防止シールを貼付した後、中国国内に輸入したとしても、その製品は中国国内で製造されたものではないため、当該日系企業は中国にて登録登記手続を行う必要がないことになる。

#### (6) 商用暗号管理制度

「商用暗号管理条例」は 1999 年 10 月 7 日に交付され同日施行となった。その後、2005 年、「商用暗号科学研究管理規定」「商用暗号製品生産管理規定」「商用暗号製品販売管理規定」「商用暗号製品使用管理規定」が制定公布され、2007 年 3 月、国外企業を規制対象とした「国外組織及び個人の中国での暗号製品使用に関する管理弁法」が公布、同年 5 月から施行され、暗号製品の使用についての許可手続き等が具体的に定められるに至った。

商用暗号管理条例は、商用暗号の管理を強化し、情報の安全を保護し、市民と企業の合法的権利を保護し、国家の安全と利益を守ることを目的とする(条例 1 条)。しかし一方で、中国の暗号技術産業の保護を目的とするのではないかとの意見もある。商用暗号製品販売管理規定 13 条が、海外で研究開発され生産された暗号製品の中国内での販売禁止を規定していることからみても、当該意見には相応の説得力がある。

これに対して、国家暗号管理委員会は、2000 年 3 月、「商用暗号管理に関する問題についての通知」と題して下記の内容を含む通知を公表した。

- ・ 暗号管理条例の範疇に帰属する「暗号製品及び暗号技術を含む設備」とは、暗号化と複合化をその中核機能とする専用のハードとソフトの範囲に限定し、その他、例

えば無線携帯電話、Windows ソフト、ブラウザソフト等は全てこの範疇から除外する。

- ・ 中国は、外国の「暗号製品及び暗号化技術の設備」に対して暗号を解読するような管理（暗号鍵の管理）を実施しないので、外国投資家はこの方面での心配は無用である。

したがって、パソコンが、Windows ソフト、ブラウザソフトなど、暗号化と複合化を中核機能としないソフトだけを搭載している限りは、日本から持ち込んで中国内で使用することに特別な制約はないと思われる。これに対して、HDD 暗号化ソフトを搭載したパソコンを使用する場合には、「国外組織及び個人の中国での暗号製品使用に関する管理弁法」にしたがって許可を得なければならない。無許可での輸入行為等の場合には、罰則として暗号製品の没収が規定されている。しかし、現時点でまだ条例違反を摘発して罰則を適用したという報道はなく、海外から中国に入国する者がパソコンの所持を申告してもパソコンの中を調べられることはない。

ただし、規定に従うならば、HDD 暗号化ソフトを搭載したパソコンを日本から持ち込む場合には予め許可を得なければならないのであり、当局の運用次第では暗号情報を搭載したパソコンが没収されてもおかしくはない。

中国では、ある日突然法律を厳格に適用し、これまでは処罰の対象となっていなかった行為を摘発する恐れがある。日系企業は、当該条例の存在を十分に認識したうえで慎重な対応が必要である。

#### 4 法律改正又は制定の動き

##### (1) 専利法の改正

日本でいう特許法、実用新案法及び意匠法を一つにまとめた専利法の改正案は、現在、国務院法制弁公室において議論されている。専利法改正案は、2006年7月にSIPO案に対するパブリックコメントが募集され、同年12月にはSIPO案が国務院法制弁公室に提出された。この国務院法制弁公室提出版は2007年2月に公表されている。その後、2008年3月には、国務院法制弁公室の検討を経た専利法改正案が公表され、意見が募集された。

この専利法改正案では、主に次の点が議論となっている。

##### ① 中国への第一国出願

従来の専利法によれば、中国の企業や個人が中国内で完成した発明は、中国に第一国出願しなければならない（現行20条）。しかし、安全保障の観点から国家機密が漏洩しないように、全ての企業及び個人が中国内で完成した発明を外国に出願する場合、事前に国務院専利行政部門の許可を得なければならないとする規定が提案されている（改正案21条）。

これに対して日系企業は、(ア) 安全保障の観点から外国出願の事前許可を求める制度は米国でも導入されており、十分に理解できること、(イ) しかし、事前許可を得るまでの期間が長期化するとすれば、先願主義を原則とする多くの国々に出願する場合に不利益を被るおそれがあること等主張し、審査に要する期間の短縮を求めている。

## ② 遺伝資源を利用した発明

中国は遺伝資源及び伝統的知識の大国である。しかし、当該遺伝資源及び伝統的知識が先進国により勝手に持ち出され、特許権が取得されてしまい、本来であれば供給元である中国が得るべき利益が不当に搾取されているという認識がある。そのため、生物多様性条約（CBD 条約）等を根拠として、遺伝資源及び伝統的知識の原始ソース及び直接ソースを出願書類に明記すること（改正案 27 条）、そして、発明の完成が遺伝資源又は伝統知識に頼り、当該遺伝資源又は伝統知識の獲得又は利用が関係法律・法規の規定に違反したものには、専利権を付与しないこと（改正案 6 条）等が提案されている。

これに対して、日系企業は、条文の文言に不明確な点が残されているため、実施細則における規定の明確化を求めている。また、原始ソースは承知していないことが多いため、当該記載を義務付けることは出願人に対して過度の負担を課すことになるため、削除を求めている。

## ③ 世界公知・公用の採用

新規性阻却事由を、従来の国内公知・公用から世界公知・公用に変更することが提案されている（改正案 23 条、24 条）。現行法によれば、中国を除く外国では自由に使える技術が中国内では専利権を付与されてしまうという可能性があった。このような規定は、革新的な発明の創造を阻害することになり、世界的なスタンダードからも外れている。

## ④ 意匠の創作容易性の導入

意匠の登録要件として「創作非容易性」の追加が提案されている。従来、既存の意匠の一部を少しだけ変更したものであっても登録される可能性があった。このような規定が存在すると、日本では登録されない意匠でも中国では登録されることになり、権利侵害の争いが増加するおそれ、そして独創的なデザインの創造を抑制するおそれがある。

## ⑤ 意匠に対する検索報告書の導入及び提出の義務化

意匠に係る侵害訴訟において、人民法院に対して検索報告書の提出を義務付けるこ

とが提案されている。検索報告書は、無審査登録された意匠権の有効・無効を判定する上で重要な情報であり、実用新案無効審判請求による侵害訴訟の審理中断を公正に判断するためには欠かせない。

専利法改正案は、国务院法制弁公室での議論が終了した後、全国人民代表大会（全人代）に提出され、常務委員会による3回の審議が行われる。現在、専利法改正案は2009年に全人代を通過すると言われている。

改正専利法の施行までには「専利法実施細則」及び「審査指南」の改正が行われる。出願人にしてみれば、日常業務に直接影響のある専利法実施細則及び審査指南の改正に対する関心は高い。専利法改正条文では具体的な運用が不明な改正事項<sup>6</sup>についても、その全容が判明するからである。しかしながら、執筆時点では、専利法実施細則等の改正内容について明らかになっていない。

## （2）商標法の改正

専利法とは異なり、商標法改正案は未だに SAIC 内で議論されている。これまで2006年5月及び2007年8月の2度にわたり商法改正案が提示されたが、それにも関わらず SAIC 内で意見がまとまらない理由は、法改正によって審査処理の負担軽減を図るべきか否かが争点になっているものと思われる。

CTMO は、大量に出願される商標登録出願を効率的に処理するため、商標審査官が審査すべき一部の要件を削除すること、当該削除された要件については異議申立・取消裁定において TRAB が審理することを提案している。しかしながら、審査官による審査要件が少なくなればなるほど異議申立・取消裁定の増加が予想され、TRAB の負担が増えることになる。先に提示された商標法改正案の中でも一部の条項については、CTMO 内で見直しを行っているようだ<sup>7</sup>。なお、商標法改正案では、主に次の点が議論となっている。

### ① 相対的理由の審査の廃止

中国商標法においては、商標権の登録要件として、外国の国名と同一又は類似するか否か等を検討する「絶対的理由」の審査と、本願出願前における第三者の商標出願との同一性・類似性を検討する「相対的理由」の審査がある。商標局は、商標審査の滞り削減を目的として審査官の審査要件を削減したいと考えており、審査段階では「相対的理由」の審査を行わない旨の改正を提案した。なお、「相対的理由」については、異議申立及び取消請求において審理が行われる。

日系企業にしてみると、異議申立及び取消請求でしか「相対的理由」が審理されないとなれば、今以上に異議申立及び取消請求の件数が増えることになると懸念してい

<sup>6</sup> 例えば、遺伝資源に関する改正条項

<sup>7</sup> 2008年6月にCTMOを訪問した際の聞き取り。

る。

## ② 付与後異議への移行

異議申立の件数が多い現状に鑑みれば、付与後異議が導入されると、本来権利付与されるべきでない出願に権利付与される可能性が高くなる。一旦、権利化されると、取消が確定するまでは有効な権利とみなされるため、対応に苦慮するケースが多い。

## (3) 反不正競争法の改正

反不正競争法も SAIC 内で議論されている。模倣行為が巧妙化されるにつれ、商標法では対応できない事例が増加している。例えば、前述した「傍名牌」行為のように、他者の知名商号又は商標を勝手に自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場に使用し、市場の誤認や混同を引き起こす不正競争行為、商品の形態を完全に模倣し、出所の混同を引き起こす不正競争行為（形態模倣行為；日本不正競争防止法 2 条 1 項 3 号に相当）などの増加が指摘されている。反不正競争法の改正に当たっては、「傍名牌」行為及び形態模倣行為の取り締まりに関する規定等が盛り込まれるか否かを注目したい。

## (4) 独占禁止法の制定

独占禁止法は、2007 年 8 月 30 日、全国人民代表大会において可決され、2008 年 8 月 1 日から施行される。

独占禁止法は、市場における公平・公正な競争を担保する法律である。まず、この法律が公平・公正に運用されなければならない。そのためには、詳細なガイドラインや事前相談制度が必要と考える。日本では、独占禁止法の運用のため、多種多様なガイドラインが制定されているが、中国では今のところガイドラインの作成は予定されていない。また、事前相談を有効に活用させるには、相談を受ける側に対して強い守秘義務を課す必要がある。なお、独占禁止法を所管する部局（独占禁止法執行機関）が何処になるのかも不明である。

独占禁止法では、「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為は、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。」（第 55 条）との規定があり、知的財産権法との調整を図っている。専利法は、技術やデザインに一定期間の独占を認める法律である。専利法に基づく正当な行為は当然に独占禁止法違反ではないが、専利権の不当な行使には独占禁止法が適用されるべきである。

## 5 知的財産権関連訴訟

### (1) 知的財産権侵害訴訟

近年、商標権のみならず、意匠権侵害や特許権侵害に関する紛争が増えている。日系企業が関連する等主な侵害事件等を報道記事より簡単に記載する。

- ・原告 本田技研工業、五洋本田
- ・被告 重慶力帆実業、上海文安
- ・理由 意匠権侵害（オートバイ）
- ・法院 上海市第二中級人民法院
- ・判決 30 万元の損害賠償
- ・特記事項 原告側の提出した偽オートバイ生産台数や利益等の計算に十分な根拠はない。他方、利益を得ていないとする被告側の主張も採用できない。法院は、製品全体に占める意匠の価値の比率等を考慮し、損害賠償額を決定。

- ・原告 円谷プロダクション
- ・被告 浙江省台州市靴メーカー
- ・理由 著作権侵害、商標権侵害
- ・法院 台州市中級人民法院
- ・判決 和解
- ・特記事項 被告は、原告の経済的損失 4 万元を賠償するとともに、合意発効から 1 年間は被告が「ウルトラマン」「ULTRAMAN」と印刷した子供用靴の販売を認める。

- ・原告 米国ファイザー
- ・被告 北京輝瑞生物有限公司
- ・理由 商標権侵害
- ・法院 北京市第一中級人民法院
- ・判決 約 20 万元の損害賠償
- ・特記事項 ファイザーの中国名「輝瑞」をウェブサイト上で自社商品の宣伝・販売に利用しており、当該行為は、商品の出所を示す商標と同等の役割を果たしていたと判断され、商標権侵害と認定。

- ・原告 北京鴨王烤鸭店有限公司
- ・被告 上海淮海全聚德烤鸭店有限公司
- ・理由 悪意の商標先行取得
- ・法院 北京市第一中級人民法院
- ・判決 異議理由あり
- ・特記事項 上海全聚徳は、北京鴨王と同業界に属するため、北京鴨王が商標「鴨王」を

使用している状況やその知名度を承知しているはずであるから、上海全聚徳による申請は、主観的な悪意が存在している。

- ・原告 浙江省温州正泰集団
- ・被告 施耐德電器低圧（仏シュナイダー社系）
- ・理由 特許侵害
- ・法院 温州市中級人民法院
- ・判決 約3億3000万元の損害賠償
- ・特記事項 法院は、施耐德電器低圧が3億5600万元の利益を得たと認定したが、温州正泰集団の請求額はこれより少ないため、賠償額を約3億3000万元とした。今回の損害賠償額は、中国国内の知財訴訟における最高額である。

- ・原告 米国ノース・フェイス
- ・被告 北京秀水街服装市場有限公司
- ・理由 商標権侵害
- ・法院 北京市第二中級人民法院
- ・判決 秀水街市場内に声明を貼り付け、約4万元の損害賠償
- ・特記事項 被告は、市場内の経営者の取次商品の出所と商標授權書類の真実合法性を厳格に審査し管理する義務があるにもかかわらず、原告の警告状を受けた前後の時間帯で、経営者の商品の出所と商標授權手続きの真実合法性を審査したことを証明できる関連証拠を提出できなかった。

- ・原告 ケンウッド
- ・被告 福建冠威通信技術有限公司 他
- ・理由 意匠権侵害、商標権侵害、不正競争防止法、著作権法
- ・法院 北京市高級人民法院
- ・判決 約430万元の損害賠償
- ・特記事項 ケンウッド製トランシーバーの意匠権侵害は、深せん市好易通科技有限公司との間でも争いとなり、ケンウッドが最終的に勝訴している。

北京及び上海の法院において日系企業が提訴した侵害訴訟は、欧米系企業に比べてまだ訴訟件数が少なく約1/5でしかない。日系企業（特に日本本社）の中には、訴訟費用が欧米並みに高い、提訴によって不買運動が生じる等の誤解に基づき、仮に勝訴の確立が高い事件であっても知的財産権侵害訴訟を提起しないケースがあると聞く。

しかしながら、中国司法制度を改善していくためには、積極的に司法を活用し判例を蓄積していくことが重要である。案件受理费も「訴訟費用納付弁法」に規定されており、必

ずしも高額ではない。形成された判例を踏まえて、その後の事件も審理されることになるし、法院裁判官の知見も豊富となる。司法制度の積極的な活用は、公平・公正な審理が行われる土壌を生み出す重要な役割を担うものであり、積極的な活用を期待したい。

また、欧米各国では、中国の裁判官に語学研修をさせた後、自国に招聘し学位をとらせている。司法の充実を求めるのであれば、裁判官に対する研修も必要になるだろう。

## (2) 司法の独立性

中国では司法の独立性はないと言われている。地方政府・地場産業による圧力を受け、審理の訴訟指揮が公正に行われたいという声も聞く。また、難しい案件の場合には下級審が上級審に相談するケースも少なくないため、二審制が機能しないおそれもある。人民法院内でもいろいろな干渉があるようだ。通常、裁判官は自分の考えで判決を起案すると思いがちだが、中国では、人民法院内の委員会が重大事件の判決内容をチェックする。これでは従来判例を変更する新しい判決は出にくいだろう。

最高人民法院は、「法により中外当事者の合法的權益を平等的に守り、地方保護主義及び部門本位主義を固く拒み、地方間の封鎖と業界内の独占を克服する。」<sup>8</sup>ことを知的財産権の裁判業務に係る指導方針、目標及び基本的原則としている。しかしながら、北京・上海といった法院であれば知的財産権訴訟にも慣れており、妥当な審理が期待できるが、地方にいけばいくほど知的財産権訴訟に関与した経験が少ない判事が多くなり、裁判の公正性も担保されないおそれがある。

一部の判決しか公開されない点も問題である。北京や上海といった大都市の法院であれば公開される事件は多いだろうが、地方法院では判決の公表すら行われていない。そのため、地方法院でどのような判決がなされるのか予測・分析が立てにくい。一部の法律事務所では、自ら地方法院の判決を取り寄せ、判決の傾向を分析し、提訴すべき法院を決定すると言われている。ただし、地方法院の判決を取り寄せるためには、相当のコネクションが必要である。これも中国特有の事情ではないだろうか。

## 6 食品関連の模倣品被害

中国における餃子問題を契機として食品の安全性に関する関心が高まっている。一般に模倣品の質は悪いと言われており、模倣品による健康被害も懸念される。そこで、2007年2月、食品関連日系企業が模倣品に対してどのような対策を講じているのか、そして食品業界特有の問題は何か、等のヒアリングを行った。ヒアリングは、北京及び上海の食品関連日系企業4社を対象とした。

### (1) 模倣品の状況

---

<sup>8</sup>「最高人民法院による知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」(2007年1月11日)

食品関連の模倣品としては、品質表示や連絡先までそっくり真似をするデッドコピー、ピンインは同じで漢字表記が異なる類似ブランド等が発見されている。模倣品は一般に品質が悪いが、初めて口にする中国人には品質の違いがわからない。また、リターナブル瓶を回収して、中身を詰め替えた模倣品も発見されている。この場合、リターナブル瓶は正規品であるが、ラベルやキャップはニセモノである。また、ミネラルウォーター等ラベル付き空き瓶をゴミ箱から回収し、水道水を詰め替えて販売するケースも報告されている。

日系食品関連企業は、模倣品の製造工場や倉庫の摘発活動を行っているが、大きな成果を上げることは難しいようだ。その理由の一つとして、摘調査会社や自社職員による情報漏洩があるのではないかとされている。外部とのメールのやり取り、PC内部のデータが流出し、摘発情報が模倣品業者に漏れているのではないかとの疑義を有している。

## (2) 食品業界特有の問題

日系食品関連企業は、食品が消費者の健康に直接影響を与えるものとの認識に基づき、たとえ規模が小さくても模倣品が発見されたならば摘発している。

ただし、模倣品摘発をやりすぎないこと、目立たないことが必要であるとも感じている。模倣品摘発を大々的にやると消費者に模倣品の存在を認識させることになる。消費者にしてみれば、模倣品の購入を避けるため、他ブランドの食品を購入することになるだろう。摘発された模倣品業者によるいやがらせも懸念される。例えば、メディア（特にインターネット）を使った風評被害は、食品の信頼性に大きなダメージを与える。

また、食品業界は中国各地に存在する中小企業が中心であり、多くの場合、経営者が地元の実業家（全人代委員など）である。地元に着目しており、大きな雇用を創出しているため、模倣品摘発に対する横槍がはいることも少なくない。

## (3) 日本政府に期待すること

日系食品関連企業は中小企業が多く、自社でできることは限られている。従来、模倣品対策は電気・電子メーカー、自動車メーカーなどが自ら行ってきたが、食品分野に対しては政府の支援が必要との声が多い。

また、中国における模倣対策には普及啓蒙が重要であり、それも早い時期からの普及啓蒙が効果的である。中国の小学生に対して知財教育を導入する等、日本政府の取り組みを求めている。

そして、模倣ビジネスを抑止するためには、中国人が面子を大事にし、世論を気にする点を逆にとり、面子をつぶす、世論を敵に回す（世論を日本側の味方につける）ような措置を検討すべきであるとの意見もあった。

## 7 所感

以上、中国中央政府機関を中心に最近の動きを紹介した。中国中央政府機関の職員から

は、「中国は未だ発展途上国である。知的財産権制度も設立から 30 年を経ている。改革・改善には時間が必要。」という声を聞く。しかしながら、中国中央政府による制度整備は急ピッチで進められており、制度の枠組みは、他の先進国に見劣りしないまでになっている。変化の激しい中国において、今後も知的財産権の重要性は高まりこそすれ、下がることは無いだろう。

ただし、「よくわからない」点が多いのも事実である。中国中央政府機関の職員からは、「中国は法治国家であるから、法に基づいて処理する。」という声も聞くが、地方保護主義や不公平な訴訟指揮が指摘される事例は少なくない。また、中国系自動車メーカーのエンブレムを日系自動車メーカーのエンブレムに付け替えて走っている車も見かける。デザインを見れば明らかに違っていると判別できるにも関わらず、日系自動車のエンブレムをつける行為は理解し難い。

中国は知的財産権という分野で既に大国となっている。中国中央政府機関はこの点を自覚し、相応の責任を果たさなければならない。先進国も自らの経験を伝え、知的創造の成果が正当に保護されるような制度及び運用の充実を求めていく必要がある。

(了)

## 第 17 回党大会の精神を貫徹し、地方知的財産権戦略の制定に取り込むことに関する若干意見

各省、自治区、直轄市知識産権局：

第 17 回党大会の報告は「知的財産権戦略の実施」を明確に打ち出した。目下、国家知的財産権戦略が制定中にあり、公布、施行される予定である。全国範囲内で、一部の地域がすでに知的財産権戦略を制定し、他の地域も前後にして知的財産権戦略の制定に着手した。第 17 回党大会精神をより良く貫徹し、地方知的財産権戦略の制定をより良く指導し、地方知的財産権戦略を国家知的財産権戦略と有機的にドッキングさせ、国家知的財産権戦略が定めた諸目標及び任務の全面的な完成を促すために、ここで以下の意見を述べるものである。

## 一、地方知的財産権戦略制定の重要性と緊迫性を十分に認識すること

(一) 知的財産権戦略はわが国経済・社会発展を促進し、国際的挑戦に対応する重大な戦略である

知的経済の発展と経済グローバル化影響の深まりに伴い、知的財産権はすでにわが国の経済・社会発展を影響する重要な要因の 1 つとなり、企業間、国家間競争の重要な戦略資源となりつつある。科学的発展観を貫徹し、わが国の経済・社会発展を促進するには、全局的、戦略的な高さから知的財産権問題を認識し、知的財産権事業の発展を企画することが差し迫っている。このため、国務院が国家知的財産権戦略の制定を開始した。国家知的財産権戦略は国情に踏まえ、世界に向け、未来を展望し、知的財産権制度資源配置の最適化を核心とし、知的財産権強国の建設を目標とし、わが国知的財産権の創造、

活用、保護と管理に対する全面的、戦略的な企画を展開するものである。国家知的財産権戦略の実施、知的財産権の完備、知的財産権総合実力の向上は、必ずや革新型国家及びいくらかゆとりのある社会の建設に大きく寄与し、知的財産権強国建設との奮闘目標の実現に貢献できる。

(二) 地方知的財産権戦略の制定は国家知的財産権戦略を貫徹する重要なルートである

国家知的財産権戦略は将来の長い期間における知的財産権事業の発展を指導し、体制メカニズム、法律法規、政策措置などの方面から戦略基本方向及びマクロ的指導要求を提出する。地方知的財産権戦略は国家知的財産権戦略の地方における深化と具現化であり、国家知的財産権戦略の実施を全面的に促進する重要なルートである。国家知的財産権戦略が定めた各目標は、地方知的財産権戦略を通じて細分化され；定めた各任務は、地方知的財産権戦略を通じて分解化され；定めた各措置は地方知的財産権戦略を通じて具現化される必要がある。従って、地方知的財産権戦略の制定と実施は国家知的財産権戦略の実施効果に係り、重要な意義を有する。

(三) 地方知的財産権戦略の制定は地方経済・社会の健全的、快速的な発展を促進することの差し迫った要求である

20 数年来、知的財産権制度は革新の奨励、改革開放の深まり及び地方経済・社会発展の促進などの面で重要な役割を果たしてきた。しかし、知的財産権事業の発展ぶりはまだ情勢発展の需要に十分に満たせないのが実情であり、その主な表現としては、知的財産権の創造レベルが高くなく、自主的知的財産権の数が少なく、品質がひくい；知的

財産権活用能力と管理レベルには強化すべき点が多い；知的財産権侵害行為はまだ相当大的な範囲内に存し、特色がある優位性分野の知的財産権はまだ効果的に保護されていない；社会の知的財産権意識の向上が急務であり、知的財産権人材が非常に不足で、仲介機構と基盤施設建設が遅れている。全体からみると、地域間知的財産権の発展状況がアンバランスで、地方知的財産権の総合能力がまだ足りなくて、地域優位性と特色がある経済発展における知的財産権の役割はまだ十分に発揮されていない。これらの問題は、地方経済・社会発展を制約するボトルネックとなり、統括的に企画して現地実情に合わせる地方知的財産権戦略の制定と実施を通じて適時に効果的に解決しなければならない。

## 二、地方知的財産権戦略制定の基本原則をしっかりと把握すること

地方知的財産権戦略の制定は下記基本原則を遵守するものとする

一国家戦略を指導にする。地方知的財産権戦略は国家知的財産権戦略が定めた指導思想、基本原則をめぐって、創造を奨励し、効果的に活用、合理保護、科学管理の方針を確固として貫徹し、国家知的財産権戦略が定めた重大な任務と政策措置をめぐって、諸実施策を提案、実施する。すでに地方知的財産権戦略を制定した地域は、国家知的財産権戦略の統一的な企画と指導に従い調整、完備、向上すべきである。

一全体発展と特色アピールの両立を図る。地方知的財産権戦略は長期性と基礎性を表すものであり、本地域の発展戦略に密にドッキングすると共に、地方経済・社会発展需要に密に対応し、地域中核事業と全体発展に奉仕するものになるべきである。地域特色、優位性の育成における知的財産権の役割を十分発揮させ、柱産業を牽引役に、優位性産

業を土台にする地域特色経済体系の形成を加速させる。

一政府誘導と市場メカニズムの両立を図る。市場メカニズムが知的資源を配置する基礎的役割を十分に生かし、規範化した市場経済秩序の構築に努力し、信義則と秩序がある競争を促し、政府の知的財産権管理体制を完備し、社会管理と公共サービス能力建設、知的財産権管理と保護を強化し、良好な知的財産権法治環境を構築して、市場主体による知的財産権創造と活用能力向上を促進する。

一全般統括と重点突破の両立を図る。地域知的財産権創造、活用、保護、管理の全面的な発展、及び知的財産権と科学技術、経済、貿易との協調的発展を全般統括、促進する。知的財産権の優位性項目、知的財産権の脆弱な方面、柱産業、特色優位性産業及びハイテク産業などの重点産業に、力を集中して知的財産権戦略を活用し、突破と向上を図る。計画的、段階的、ステップ的に戦略目標の実現を促進し、戦略効果の発揮を確保する。

### 三、地方知的財産権戦略の若干重要内容の調査研究を深めること

知的財産権戦略制定は創造性、政策性の強い作業であり、地方経済・社会発展の長期発展に係る。問題を提出、問題を分析、問題を解決するとの考えを遵守し、戦略情勢を明らかにし、主要問題を洗い出し、これをベースに、戦略指導方針と原則を提出し、戦略目標を決定し、戦略重点を明確化し、諸政策と保障措置を制定して、完備な地方知的財産権戦略を形成する。掘り下げた調査研究を土台にして地方知的財産権戦略制定を行うべきで、特に戦略に係る重要な内容につき掘り下げた研究を行うべきである。

### (一) 地方知的財産権戦略をめぐる情勢を研究する

情勢研究は戦略研究全体の基礎であり、認識を統一し、力を凝集する役目を有する。全体的な角度から地方知的財産権戦略をめぐる情勢を分析して、地方知的財産権事業発展と地方総合実力の現状を把握し、知的財産権と現地経済、科学技術、文化、社会発展との内的関係を研究し、地域発展が知的財産権に対する需要を明らかにし、発展を制約する知的財産権関連重点的、焦点的な問題及び原因を洗い出し、地方知的財産権戦略制定、実施の重要性と緊迫性を論述し、認識の深まりと統一を図る。

### (二) 地方知的財産権戦略指導方針を決定する

指導方針は地方知的財産権戦略の魂で、戦略目標、戦略重点及び戦略対策を決定する根拠である。地方知的財産権戦略が如何にして国家知的財産権戦略を貫徹、ドッキングする指導思想を決定すべきであり、地方知的財産権戦略の位置付けを明確化し、特色をアピールし、重点と着力点を把握する。これをベースにして、地方知的財産権戦略の指導方針、基本原則及び政策方向を明確化する。

### (三) 地方知的財産権の戦略目標を明確化する

戦略目標は戦略実施が達成しようとする効果であり、人心を鼓舞し、やる気を引き起こすと同時に、切実な実行可能性があり、努力奮闘して最終的に実現できるものにすべきである。地方知的財産権戦略は発展の実情に従い、全体的な目標と段階的な目標を設定すべきである。段階的な目標は特許、商標、著作権などの知的財産権類型ごとに設定するか、立法、法執行、人材、情報、仲介などの作業方面ごとに設定するか、または現地

の重点発展技術と産業分野に応じて設定する。

#### (四) 地方知的財産権の重点任務と政策措置を提出する

戦略重点は重点問題と突出した矛盾に焦点を合わせて提出し、肝要点を明確化すべきである。重点任務を決定した上、地方知的財産権の諸政策と保障措置を提出する。戦略措置は実行性、可操作性があるものであるべきで、知的財産権の創造、活用、保護と管理の各プロセスの重点作業、重点業界、重点分野の知的財産権作業、知的財産権の体系建設、人材育成及び宣伝・教育などの内容を包含すべきである。

わが国は国土が広く、各地域の発展条件や基礎が相当大きな格差を有し、発展レベルと発展状況もアンバランスである。各地域は知的財産権を制定する時、現地の実情と発展需要に合わせて制定すべきであり、他地域のものを無理やりに適用したり公式化、硬直化したりすることを避けるべきである。知的財産権を実際の諸政策に導入・融合させ、鮮明な地方特色を有し、地方の問題を確実に解決可能な知的財産権戦略の制定に努力する。

### 四、地方知的財産権制定作業の効果的展開を確保すること

#### (一) 地方知的財産権戦略作業の指導を強化する

知的財産権戦略の制定と実施はカバーする範囲が広く、係る部門が多いシステム工程であり、指導を強化し、関連部門の役割を生かし、広範な企業、事業体の積極的な参与を促さなければならない。地方知的財産権戦略の統一的な協調メカニズムを構築し、地方知的財産権戦略指導グループを成立し、知的財産権戦略制定を全面的に指導し、戦略

制定中の重大な政策の審査、重大な事項の協調、戦略実施活動の指導、推進、検査を担当させ、戦略に対して適応性調整を行う。地方知的財産権戦略指導グループの下に弁公室（事務局）を設立し、具体的な事務を処理する。

## （二）戦略制定作業を確実に推進する

戦略指導グループの統一的な指導下で、各地域は詳細、周密な地方知的財産権戦略制定案を策定し、戦略制定作業を系統的に推し進めるべきである。戦略制定には、戦略研究から着手すべきであり、戦略を綱要と若干の専門テーマに分解することが考えられる。研究作業を前期準備、実体研究、意見募集、審査・結論付けなどのプロセスに分割し、段階的、ステップ的に推し進める。戦略研究を実行し、意見を十分募集してから、地方知的財産権戦略の制定を完成し、承認されてから施行するものとする。

## （三）戦略の調整・評価メカニズムを形成する

戦略制定は調整に余地を残すべきであり、知的財産権戦略の調整・評価メカニズムを構築し、関連任務の完成状況を定期的に監督する。同時に、本地域の経済・社会発展目標、重点事業と重点任務に応じて、戦略の関連内容を調整する。戦略が定めた任務の完成状況を年度ごとに分解して、地方政府にこれを政府目標管理内容の考課項目に設定させるよう積極的に促進する。

## （四）知的財産権戦略制定作業への投入を増大する

投入を増大し、地方知的財産権戦略制定の専用経費を設け、職員を充実して、戦略制

定作業基盤施設建設への支持度を確実に増大すべきである。

地方知的財産権戦略は新時期、新情勢下で地域経済・社会の全面的、協調的、持続可能な発展を促進する重大な戦略である。第 17 回の党大会精神を真剣に貫徹し、国家知的財産権戦略実施の契機を掴み、地方知的財産権戦略制定を急いで手配し、諸措置を確実に実行し、革新型国家の建設といくらかゆとりがある社会の全面的建設との奮闘目標の実現を促進する。

地方知的財産権戦略作業の展開状況につき、適時に国家知識産権局に報告するものとする。

中華人民共和国国家知識産権局

2007年8月21日

各省、自治区、直辖市及び計画単列市工商行政管理局

国家工商行政管理总局

### 「傍名牌」の不正競争行為を打撃する 特別法執行行動の展開に関する通達

近年来、各地の工商行政管理機関は、積極的な措置を取り、他社の知名商号又は商標を勝手に自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場で使用し、市場の誤認や混同を引き起こす不正競争行為（以下は、「傍名牌」行為という。）に対し整頓をし、ある程度の効果を収めた。しかし、当面の状況から見れば、さまざまな原因で、「傍名牌」行為が有効的に取り締まられておらず、社会で強い反響を呼んでいる。公平競争の市場秩序を維持し、経営者と広範な消費者の合法的權益を保護するために、総局は、今年中全国範囲において「傍名牌」行為を打撃する特別法執行行動を展開しようと決定した。関連事項について下記の通り通達する。

#### 一. 特別法執行の実施時期及び重点

今回の特別法執行行動は今年の8月から12月までとする。総局によって配置し、他社の知名商号又は商標を自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場で使用し、市場の誤認や混同を引き起こす「傍名牌」案件を重点的に取り締まる。そして、同時に存在する知名商品の特有名称・包装・装飾の盗用や、商業秘密への侵害など権利者の知的財産権を侵害するその他の行為に対しまとめて調査・処理する。各地では、実情によって自地区の重点的な取り締まり対象となる「傍名牌」案件を決めることができる。

#### 二. 法執行の要求

(一) 思想を統一し、認識度を向上させる。市場の競争秩序を維持し、経営者と消費者の合法的權益を保護することは、法律が工商行政管理機関に与えた重要な役割・責任である。「傍名牌」行為は、広範な消費者の誤解を招き、経営者と消費者の合法的權益を侵害したばかりでなく、公平競争の市場秩序をひどく破壊してしまった。各級工商行政管理機関は、「傍名牌」行為の社会的危害を十分に認識し、思想を統一して、法定の職責を真剣に履行し、「傍名牌」行為を断固として取り締まらなければ

ばならない。

(二) 「傍名牌」行為の性質を正確に把握する。「傍名牌」行為は、他社の知名商号又は商標の商業名声を借り、それに便乗して、市場の誤認・混同を引き起こすことを通して、市場での取引機会の獲得を目的とするので、誠実信用の市場取引準則を嚴重に違反した典型的な不正競争行為である。

(三) 「反不正競争法」など関連法規制を正確に適用し、法に従い「傍名牌」案件を取り締まる。「傍名牌」行為の表現形式が複雑であるから、各地の工商行政管理機関は、「反不正競争法」の立法の本意と主旨の實質を真剣に理解し、「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」の関連規定を参照し、「傍名牌」行為の具体的な表現に応じて、「反不正競争法」、「商標法」、「企業名登記管理規定」などの関連法律条項を総合的に運用し、法に従い調査・処理しなければならない。

その一、企業名の中の商号を目立たせ、拡大して使用することにより、他社の登録商標への盗用、他社の登録商標専用権への侵害を構成したものに対し、「反不正競争法」第五条第（一）項又は「商標法」第五十二条の規定に従い認定・処理することができる。

その二、企業名を簡略化にすることにより、商品の産地、製造者などへの誤解を招く虚偽表示又は偽り宣伝を構成したものに対し、「反不正競争法」第五条第（四）項又は第九条の規定に従い認定・処理することができる。

その三、企業名（中国国内において商業的使用をする外国又は地区の企業名を含む）に、一定の市場知名度を持ち、関連公衆に周知される他人の企業名の中の商号を使用することにより、他社商品と誤認させるものに対し、「反不正競争法」第五条第（三）項の規定に従い認定・処理することができる。

4. 大案件への取り締まりを徹底する。各地は、特別法執行行動において、性質が悪く、影響範囲が広く、且つ典型的な「傍名牌」案件を取り締まりの重点として選定し、知的財産権の保護業務を絶えずに推進しなければならない。総局として、重大苦情案件に対する調査・処理を適時に配置・段取りしようとする。

5. 工商行政管理機関としての全般的な職能役割の発揮に着目する。今回の特別法執行行動は、工商行政管理機関の全般的な職能役割を十分に発揮させ、内部の意思疎通と提携を強化し、「傍名牌」行為に対し総合的に整頓するべきである。同時に、上級機関としては案件処理に対する指導と検査を強化し、各地としては特別法執行で遭遇した問題につき速やかに報告・稟議し、上下で連携を取らなければならない。

総局は、第四四半期に、人員を派遣し各地の特別法執行行動の展開状況及び重点案件の調査・処理状況に対し抜き取り検査及び監督検査を行う予定である。

各地は12月30日までに特別法執行業務の展開状況、あった困難と問題及び次のステップの業務展開に関する意見・提案を書面にて総局公平交易局に提出するものとする。

以上